

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 金谷利廣 殿

裁判官 園部逸夫、千種秀夫、尾崎行信、元原利文 殿

松谷英子さんをこれ以上 苦しめないでください

長崎の原爆被爆者・松谷英子さんが、自分の不自由な身体を「原爆症と認定してください」と裁判を起こしてから、もう10年になります。

この間、長崎地方裁判所も、福岡高等裁判所も、厚生省に対して、松谷さんを「原爆症と認定しなさい」と、明快な判決をくだしています。

それなのに厚生省は、最高裁判所に上告しました。「松谷さんの身体が不自由なのは、原爆の放射線によるものではない」というのです。

3歳で被爆した松谷さんはもう56歳。原爆瓦と放射線によって傷つけられ、右半身不随になった身体の痛みと不自由さは、加齢とともにひどくなっており、最近は日常生活にも差し障りがでてきています。

原爆に会わなかったら、放射線を受けなかったら、松谷さんがこんな身体になって、苦しみ的人生を過ごすことはなかったのです。

裁判長。裁判官の皆さん、これ以上裁判を長引かせて、松谷さんを苦しめないで下さい。

一日も早く、厚生省の上告を棄却して下さい。

氏 名	住 所

募金

< 取扱い団体 >

〒852-8115 長崎市岡町8-20 長崎被災協気付

長崎原爆松谷訴訟を支援する会

Tel/Fax 095(844)6536 郵便振替口座01850-7-19915